

目次

[illegible]

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			画 地
下山	3	4		(番) (筆) 1 / 3	下山	1 1 0 7			1 2 2
〃	4	9		2 / 3	〃	1 1 0 7			1 2 2
〃	5	1 3		1 / 3	〃	1 1 0 8			1 2 3
〃	6	4		2 / 3	〃	1 1 0 8			1 2 3
〃	7	2		1 / 3	〃	1 1 0 6			1 2 1 1
〃	7	5		1 / 4	〃	1 1 0 5			1 2 1
〃	7	6		3 / 3	〃	1 1 0 8			1 2 3
〃	8	2		1 / 2	〃	1 1 0 3			1 2 9
〃	8	3		1 / 3	〃	1 2 1 2			1 0 6
〃	8	4			〃	1 1 0 4			1 2 1 0
					〃	1 2 1 3			1 0 7

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
下山	1 0 8	(番) 1 / (筆) 2	下山	1 2 0 2	1 0 1 - 1		
〃	1 0 1 2		〃	7 0 6	7 4		
〃	1 0 1 3	2 / 3	〃	1 2 1 2	1 0 6		
〃	1 0 1 4		〃	1 4 0 4	1 3 1 - 1		
〃	1 0 1 5		〃	1 4 0 3	1 3 1 - 2		
〃	1 0 1 6		〃	1 4 0 2	1 3 1 - 3		
〃	1 0 1 7		〃	1 5 0 1	1 4 1		
〃	1 1 1	2 / 2	〃	1 2 0 2	1 0 1 - 1		
〃	1 1 2	3 / 3	〃	1 2 1 2	1 0 6		
〃	1 1 3		〃	1 2 0 3	1 0 1 - 2		
〃	1 1 4		〃	1 2 0 4	1 0 1 - 3		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地	
下山	1 2: 1	(番) (筆)	下山	1 2 1 7: 1	1 0 1 0－ 1	
〃	1 2: 2	1 / 4	〃	1 2 0 1:	1 0 1 0－ 2	
〃	1 2: 3	2 / 4	〃	1 2 0 1:	1 0 1 0－ 2	
〃	1 2: 4	3 / 4	〃	1 2 0 1:	1 0 1 0－ 2	
〃	1 2: 5		〃	1 2 1 7: 2	1 0 1 0－ 3	
〃	1 2: 6		〃	1 2 1 7: 3	1 0 1 0－ 4	
〃	1 3: 2	1 / 3	〃	8 0 5:	8 4	
〃	1 3: 3	2 / 3	〃	8 0 5:	8 4	
〃	1 4: 2		〃	7 0 5:	7 3	
〃	1 4: 4		〃	8 0 6:	8 5	
〃	1 5: 2	3 / 3	〃	8 0 5:	8 4	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			画 地
下山	2 4:			(番) (筆) 1 / 7	下山	7 0 4:			7 1
〃	2 4:	5:		2 / 7	〃	7 0 4:			7 1
〃	2 4:	6:		3 / 7	〃	7 0 4:			7 1
〃	2 4:	7:		4 / 7	〃	7 0 4:			7 1
〃	2 4:	8:		5 / 7	〃	7 0 4:			7 1
〃	2 5:	2:		6 / 7	〃	7 0 4:			7 1
〃	2 6:	2:		7 / 7	〃	7 0 4:			7 1
〃	2 7:	1:			〃	8 1 2:			8 1 1
〃	2 7:	2:		1 / 5	〃	8 1 0:			8 9
〃	2 7:	3:		2 / 5	〃	8 1 0:			8 9
〃	2 7:	4:			〃	8 0 1:			8 1 2

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
下山	2 7 5	(番) (筆)	下山	8 1 1	8 1 0		
〃	2 8 1		〃	7 0 1	7 5		
〃	2 8 2		〃	7 0 2	7 6		
〃	2 9 1		〃	4 0 1	4 9－ 1		
〃	2 9 2	1 / 4	〃	4 0 2	4 9－ 2		
〃	2 9 3	2 / 4	〃	4 0 2	4 9－ 2		
〃	3 0 1		〃	4 1 2	4 8－ 1		
〃	3 0 2		〃	4 1 3	4 8－ 2		
〃	3 0 3		〃	5 0 1	5 6		
〃	3 1					法第105条第2項により消滅	
〃	3 2		下山	9 1 5	9 7		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			画 地
下山	3 3:	1:		(番) 1 / (筆) 2	下山	9 1 6:			9 9 - 1
〃	3 3:	2:		2 / 2	〃	9 1 6:			9 9 - 1
〃	3 3:	3:			〃	8 0 7:			8 6
〃	3 3:	4:			〃	9 1 7:			9 9 - 2
〃	3 3:	5:			〃	9 1 8:			9 9 - 3
〃	3 4:	1:			〃	9 0 4:			9 2 - 1
〃	3 4:	2:		1 / 3	〃	9 0 7:			9 2 - 4
〃	3 4:	3:		2 / 3	〃	9 0 7:			9 2 - 4
〃	3 4:	4:			〃	9 0 5:			9 2 - 2
〃	3 4:	5:			〃	9 0 6:			9 2 - 3
〃	3 4:	6:		3 / 3	〃	9 0 7:			9 2 - 4

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
下山	3 5: 1	(番) 2 / (筆) 4	下山	1 1 0 5	1 2 1		
〃	3 5: 2	2 / 3	〃	1 1 0 6	1 2 1 1		
〃	3 5: 3	3 / 3	〃	1 1 0 6	1 2 1 1		
〃	3 6: 1	3 / 5	〃	8 1 0	8 9		
〃	3 6: 2	4 / 5	〃	8 1 0	8 9		
〃	3 6: 3	5 / 5	〃	8 1 0	8 9		
〃	3 7: 1		〃	1 4 0 1	1 3 2		
〃	3 7: 2		〃	8 0 9	8 8		
〃	3 8: 1	1 / 5	〃	9 1 1	9 6 － 1		
〃	3 8: 2		〃	9 1 4	9 6 － 4		
〃	3 8: 3	1 / 3	〃	9 1 0	9 5		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番	画 地		
下山	3 8: 4	(番) (筆)	下山	8 0 8	8 7		
〃	3 8: 5	2 / 5	〃	9 1 1	9 6－ 1		
〃	3 8: 6	3 / 5	〃	9 1 1	9 6－ 1		
〃	3 8: 7	2 / 3	〃	9 1 0	9 5		
〃	3 8: 8	3 / 3	〃	9 1 0	9 5		
〃	3 8: 9		〃	9 1 3	9 6－ 3		
〃	3 8: 1 0	1 / 2	〃	9 1 2	9 6－ 2		
〃	3 9:		〃	1 1 1 0	1 2 5		
〃	3 9: 1	1 / 4	〃	1 1 0 9	1 2 4		
〃	4 0: 1					法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	4 0: 2	4 / 4	下山	1 2 0 1	1 0 1 0－ 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁 目 名	地 番	合 併	町・丁 目 名	地 番	画 地		
下山	4 0	3	(番) (筆)				法第1 0 5条第2項により消滅
〃	4 1		1 / 3	下山	1 2 1 4	1 0 8	
〃	4 2	1		〃	1 2 1 5	1 0 9－ 1	
〃	4 2	2	2 / 3	〃	1 2 1 4	1 0 8	
〃	4 2	3		〃	1 2 1 6	1 0 9－ 2	
〃	4 3	1	2 / 2	〃	9 1 2	9 6－ 2	
〃	4 3	2		〃	1 2 0 5	1 0 2－ 1	
〃	4 3	3	4 / 5	〃	9 1 1	9 6－ 1	
〃	4 3	4	1 / 3	〃	1 2 0 8	1 0 3	
〃	4 3	5	2 / 3	〃	1 2 0 8	1 0 3	
〃	4 3	6	1 / 3	〃	1 1 0 2	1 2 8	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番		画 地		
下山	4 3	7	(番) 3 / (筆) 3	下山	1 2 0 8		1 0 3		
〃	4 3	8	2 / 3	〃	1 1 0 2		1 2 8		
〃	4 3	9	3 / 3	〃	1 1 0 2		1 2 8		
〃	4 3	1 0		〃	1 2 0 6		1 0 2－ 2		
〃	4 3	1 1		〃	1 2 0 7		1 0 2－ 3		
〃	4 3	1 2	5 / 5	〃	9 1 1		9 6－ 1		
〃	4 4	2	3 / 3	〃	1 2 1 4		1 0 8		
〃	4 4	5						法第1 0 5 条第2 項により消滅	
〃	4 5		2 / 2	下山	1 1 0 3		1 2 9		
〃	4 6	4	2 / 4	〃	1 1 0 9		1 2 4		
〃	4 6	5	3 / 3	〃	1 1 0 7		1 2 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
下山	4 6	6	(番) 1 / (筆) 2	下山	1 1 1 1			1 2 6	
〃	4 6	7	3 / 4	〃	1 1 0 9			1 2 4	
〃	4 6	8	1 / 2	〃	1 1 0 1			1 2 7	
〃	4 6	9	2 / 2	〃	1 1 0 1			1 2 7	
〃	4 6	1 0	3 / 4	〃	1 1 0 5			1 2 1	
〃	4 6	1 1							法第90条により金銭清算
〃	4 6	1 2		下山	1 2 1 1			1 0 5	
〃	4 6	1 4	4 / 4	〃	1 1 0 5			1 2 1	
〃	4 6	1 6	4 / 4	〃	1 1 0 9			1 2 4	
〃	4 6	1 8	2 / 2	〃	1 1 1 1			1 2 6	
樋木	1	1 9	1 / 2	〃	8 0 2			8 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
櫛木	8: 1	(番) (筆)	下山	2 0 2: 1	2 1 - 1		
〃	8: 2		〃	2 0 2: 2	2 1 - 2		
〃	9: 1		〃	1 0 4:	1 1		
〃	9: 2		〃	1 0 5:	1 2		
〃	1 0:		〃	2 2 0:	2 1 6 - 1		
〃	1 1: 1		〃	1 0 3:	1 3		
〃	1 1: 2		〃	1 0 2:	1 4		
			〃	2 0 1:	2 2 0		
〃	1 2: 1		〃	2 0 4:	2 3		
〃	1 2: 2					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 2: 3		下山	1 0 1:	1 7 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁 目 名	地 番	合 併	町・丁 目 名	地 番	画 地		
樋木	1 2 4	(番) (筆)	下山	1 2 0 9	1 0 4 - 1		
〃	1 3 1		〃	1 0 7	1 6		
			〃	3 0 2	3 1		
〃	1 3 2		〃	3 2 2	3 1 5 - 1		
〃	1 3 3					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 3 4		下山	1 0 6	1 5		
〃	1 3 5		〃	3 2 3	3 1 5 - 2		
〃	1 3 6		〃	3 0 1	3 1 5 - 3		
〃	1 4 1		〃	3 0 3	3 2 - 1		
〃	1 4 2					法第1 0 5条第2項により消滅	
〃	1 4 3		下山	3 0 4	3 2 - 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
樋木	1 4	5	下山	3 0 5	3 2 - 3		
〃	1 5	1	〃	3 2 0	3 1 3		
〃	1 5	2	〃	2 1 7	2 1 3		
〃	1 5	3	〃	2 0 3	2 2		
			〃	2 2 5	2 1 9		
〃	1 5	4	〃	2 0 9	2 6		
			〃	2 1 8	2 1 4		
〃	1 5	5	〃	2 0 5	2 4		
〃	1 6	1	〃	3 0 6	3 3		
〃	1 6	2	〃	3 1 8	3 1 1		
〃	1 7	1	〃	2 2 2	2 1 7 - 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地		
樋木	1 7 2	(番) 2 / (筆) 2	下山	3 0 6	3		
〃	1 7 3		〃	2 2 1	2 1 6 － 2		
〃	1 7 4		〃	2 2 3	2 1 7 － 2		
〃	1 8 1					法第105条第2項により消滅	
〃	1 8 2		下山	3 0 7	3 4		
〃	1 8 3		〃	2 1 9	2 1 5		
〃	1 9 1					法第105条第2項により消滅	
〃	1 9 2		下山	3 0 8	3 5		
〃	1 9 3	1 / 2	〃	2 1 0	2 7		
〃	1 9 4	2 / 2	〃	2 1 0	2 7		
〃	2 0 1		〃	2 1 5	2 1 1		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番		合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番		画 地		
櫛木	2 0	2	(番) (筆) 1 / 4	下山	3 1 9		3 1 2		
〃	2 1	1		〃	2 1 4		2 1 0		
				〃	4 0 5		4 1		
〃	2 1	2	2 / 4	〃	3 1 9		3 1 2		
〃	2 2			〃	2 1 3		2 9		
〃	2 3			〃	4 0 4		4 1 1		
〃	2 4		1 / 2	〃	4 0 6		4 2		
〃	2 5		2 / 2	〃	4 0 6		4 2		
〃	2 6		3 / 4	〃	4 0 2		4 9 － 2		
〃	2 6	1		〃	5 0 8		5 3 － 1		
〃	2 6	2		〃	5 0 7		5 2		

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番		合 併	町・丁目名	地 番			画 地	
樋木	2 6	3	(番) 1 / (筆) 4	下山	5 0 9			5 3 - 2	
〃	2 6	4	2 / 4	〃	5 0 9			5 3 - 2	
〃	2 6	5		〃	4 0 8			4 4	
〃	2 6	6		〃	4 0 7			4 3	
〃	2 6	7		〃	2 0 6			2 5 - 1	
〃	2 6	8							法第105条第2項により消滅
〃	2 6	9							法第105条第2項により消滅
〃	2 6	1 0	3 / 4	下山	5 0 9			5 3 - 2	
〃	2 6	1 1		〃	2 0 7			2 5 - 3	
〃	2 7	1	4 / 4	〃	5 0 9			5 3 - 2	
〃	(後葉に続く) 2 7	2		〃	4 0 9			4 5	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番		画 地	
	(前葉より)	(番) (筆)	下山	5 0 5		5 9	
〃	2 7 3	1 / 2	〃	8 0 4		8 3	
〃	2 7 4						法第105条第2項により消滅
〃	2 7 5		下山	5 0 4		5 8	
〃	2 8 1	1 / 2	〃	5 0 3		5 4	
〃	2 8 2						法第105条第2項により消滅
〃	2 8 3		下山	4 1 1		4 7	
〃	2 8 4		〃	4 1 0		4 6	
〃	2 9 1	2 / 2	〃	5 0 3		5 4	
〃	2 9 2		〃	3 1 7		3 1 0	
〃	2 9 3	3 / 4	〃	3 1 9		3 1 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	合 併	町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	
樋木	2 9: 4:	(番) (筆) 4 / 4	下山	3 1 9:	3 1 2	
〃	2 9: 5:		〃	3 1 2:	3 7 - 2	
〃	2 9: 6:		〃	5 0 2:	5 7	
〃	2 9: 7:		〃	5 1 0:	5 5	
〃	2 9: 8:					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
〃	2 9: 1 0:					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
〃	2 9: 1 1:		下山	4 0 3:	4 1 0	
〃	2 9: 1 2:					法第 1 0 5 条第 2 項により消滅
〃	2 9: 1 3:		下山	3 1 3:	3 8	
〃	2 9: 1 4:		〃	3 1 1:	3 7 - 1	
〃	(後葉に続く) 3 0:		〃	7 0 3:	7 2	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町・丁目名	地 番	合 併	町・丁目名	地 番		画 地	
	(前葉より)	(番) (筆)	下山	9 0 9		9 4	
〃	3 1		〃	9 0 2		9 1 1	
〃	3 2	2 / 2	〃	8 0 4		8 3	
〃	3 2ー1・3:3合併		〃	6 0 1		6 4	
〃	3 2 2	2 / 2	〃	8 0 2		8 1	
〃	3 2 4	4 / 4	〃	4 0 2		4 9ー 2	
〃	3 2 5	1 / 3	〃	6 0 2		6 3	
〃	3 2 6	2 / 3	〃	6 0 2		6 3	
〃	3 4 1		〃	6 0 3		6 2	
			〃	8 0 3		8 2	
〃	3 4 2	1 / 2	〃	6 0 4		6 1	

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			画 地
櫛木	3 4	3		(番) (筆) 3 / 3	下山	6 0 2			6 3
〃	3 4	5		2 / 2	〃	6 0 4			6 1
					〃	2 0 8			2 5 - 2
					〃	2 1 1			2 8 - 1
					〃	2 1 2			2 8 - 2
					〃	2 1 6			2 1 2
					〃	2 2 4			2 1 8
					〃	3 0 9			3 6 - 1
					〃	3 1 0			3 6 - 2
					〃	3 1 4			3 6 - 3
					〃	3 1 5			3 6 - 4

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			
				(番) (筆)	下山	3 1 6		3 6 - 5	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	3 2 1		3 1 4	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	5 0 6		5 1	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	9 0 1		9 1 0	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	9 0 3		9 1	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	9 0 8		9 3	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 1		1 1 2 - 1 6	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 2		1 1 2 - 1	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 3		1 1 2 - 2	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 4		1 1 2 - 3	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 5		1 1 2 - 4	法第9 6 条第1 項による保留地

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			画 地
				(番) (筆)	下山	1 0 0 6			1 1 2 - 5 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 7			1 1 2 - 6 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 8			1 1 2 - 7 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 0 9			1 1 2 - 8 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 1 0			1 1 1 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 1 1			1 1 2 - 9 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 1 2			1 1 2 - 1 0 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 1 3			1 1 2 - 1 1 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 1 4			1 1 2 - 1 2 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 1 5			1 1 2 - 1 3 法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 0 1 6			1 1 2 - 1 4 法第9 6 条第1 項による保留地

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			
				(番) (筆)	下山	1 0 1 7		1 1 2 - 1 5	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 2 1 0		1 0 4 - 2	法第9 6 条第1 項による保留地
					〃	1 6 0 1			法第1 0 5 条第1 項により帰属
					〃	1 6 1 5			法第1 0 5 条第1 項により帰属
					〃	1 6 2 0			法第1 0 5 条第1 項により帰属
					〃	1 3 0 1			法第1 0 5 条第3 項により帰属
					〃	1 6 0 2			法第1 0 5 条第3 項により帰属
					〃	1 6 0 3			法第1 0 5 条第3 項により帰属
					〃	1 6 0 4			法第1 0 5 条第3 項により帰属
					〃	1 6 0 5			法第1 0 5 条第3 項により帰属
					〃	1 6 0 6			法第1 0 5 条第3 項により帰属

【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				街 区	備 考
町・丁目名	地 番			合 併	町・丁目名	地 番			
				(番) (筆)	下山	1 6 0 7			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 0 8			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 0 9			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 0			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 1			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 2			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 3			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 4			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 6			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 7			法第105条第3項により帰属
					〃	1 6 1 8			法第105条第3項により帰属

【 旧 新 地 番 对 照 表 】

従前の土地			換地処分後の土地		街区	備考
町・丁目名	地番	合併 (番) (筆)	町・丁目名	地番	画地	
			下山	1619:		法第105条第3項により帰属